

◎ 戸籍法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十九条〔略〕</p> <p>② 届書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 子の男女の別</p> <p>二 四 〔略〕</p> <p>③ 〔略〕</p>	<p>第四十九条〔略〕</p> <p>② 届書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>一 子の男女の別及び<u>嫡出子又は嫡出でない子の別</u></p> <p>二 四 〔略〕</p> <p>③ 〔略〕</p>

○死産の届出に関する規程（昭和二十一年厚生省令第四十二号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条〔略〕</p> <p>② 死産届書には、次の事項を記載し、届出人がこれに記名捺印しなければならない。</p> <p>一 一 二 〔略〕</p> <p>三 死産児の男女の別</p> <p>四 一 五 〔略〕</p>	<p>第五条〔略〕</p> <p>② 死産届書には、次の事項を記載し、届出人がこれに記名捺印しなければならない。</p> <p>一 一 二 〔略〕</p> <p>三 死産児の男女の別及び<u>嫡出子又は嫡出でない子の別</u></p> <p>四 一 五 〔略〕</p>